

議案第 1 1 号

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

職務の実態に即した級別区分とすることで、職責に応じた公平・公正な給与体系の確保及び組織運営の明確化と人事管理の適正化を図るため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島町条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「課長、局長、室長、所長、首席審議員、審議員の職務(5級、6級に掲げる職務を除く。)」を「審議員の職務」に、「特に重要な職掌の課長の職務で町長が規則で定める職」を「課長、局長、室長、所長、首席審議員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第2(第3条関係) 級別職務分類表(行政職給料表)		別表第2(第3条関係) 級別職務分類表(行政職給料表)	
級	職務分類	級	職務分類
1	主事、技師の職務	1	主事、技師の職務
2	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	2	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務
3	係長、参事、主査の職務	3	係長、参事、主査の職務
4	<u>課長、局長、室長、所長、首席審議員、審議員の職務(5級、6級に掲げる職務を除く。)</u>	4	<u>審議員の職務</u>
5	<u>特に重要な職掌の課長の職務で町長が規則で定める職</u> <u>務</u>	5	<u>課長、局長、室長、所長、首席審議員</u> の職務
6	総務課長、総括審議員の職務	6	総務課長、総括審議員の職務